

## 懲 戒 処 分 書

(氏名)	(現官職)
鈴木 茂樹	総務事務次官

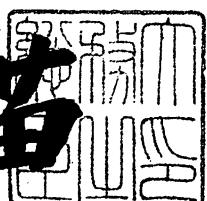
(懲戒処分内容)

国家公務員法第 82 条第1項第1号及び第 3 号並びに  
人事院規則 12-0 により、懲戒処分として、3月間停職  
する。

令和元年 12 月 20 日

任命権者 総務大臣

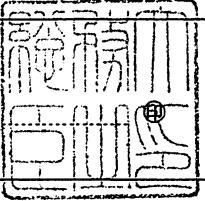
高市早苗



## 処 分 説 明 書

(教示)

1. この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができます。
  2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - ① 審査請求があつた日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。
    - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注) この処分を行つた者が行政執行法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する行政執行法人及びその長となります。

1 処分者		
官 職 総務大臣 氏 名 高市 早苗 		
2 被処分者		
所属部課	氏名 (ふりがな) すずき しげき 鈴木 茂樹	
官 職 総務事務次官	級及び号俸 指定職 8号俸	
3 処分の内容		
処分発令日 令和元年12月20日	処分効力発生日 令和元年12月20日	処分説明書交付日 令和元年12月20日
根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号 人事院規則12-0		処分の種類及び程度 停職 3月
国家公務員倫理法第26 条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条に よる承認の日 年 月 日
処分の理由 令和元年12月、年内に予定している、日本郵政グループに対する行政処分案の検討状況について、被処分者である日本郵政株式会社に対して、漏洩を行つた。 かかる行為は、非公表扱いの情報の漏洩により公務の中立性を損なう非違行為であり、官職の信用を失墜させる行為であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくないものである。 よつて、上記のとおり処分する。		